

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津若松市長 室井 照平

市町村名 (市町村コード)	会津若松市 (07202)
地域名 (地域内農業集落名)	北会津地区 (天満集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

<p>■人</p> <p>○今後10年程度なら現状の担い手で地域農業を維持していくことが出来るが、それ以降は高齢化が進むため見通せない状況である。</p> <p>○担い手の内、数名に後継者がいるが、農業を継ぐかは未定である。また、大規模に耕作する担い手の中に後継者がいない方がいるため、将来的な担い手不足が予測される。</p> <p>■農地</p> <p>○平成20年に経営体育成基盤整備事業によるほ場整備が完了し、大区画田が整備されていて水路の条件も良い。</p> <p>○ほ場整備の際に作成した農用地利用規定を基に集積・集約化を実施し、効率的な農地利用を行っている。</p>
---

### (2) 地域における農業の将来の在り方

<p>○農用地利用規定に基づいた集積・集約化により効率的な農作業を行っていることから、今後も同様の体制を可能な限り継続する。</p> <p>○大区画田については畑地等への転作を行うのは難しいことから、今後も水稻の作付けを継続する。</p> <p>○令和6年度末で農地中間管理機構を活用した貸借の大部分が契約期間満了を迎えることから、更新手続きを滞りなく行う。</p>
---

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.85 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.85 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

○現状は、集落内の全農地において農業上の利用を行うこととする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○農用地利用規定を基に集積・集約化を行っているため、今後も同様の体制を可能な限り継続する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○集落内農地の貸借において既に農地中間管理機構を活用しているため、今後も同様の体制を可能な限り継続する。 ○令和6年度末をもって農地中間管理機構を活用した貸借の大部分が期間満了を迎えるため、更新手続きを遅延なく行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
○既に大区画ほ場が整備されているため不要である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○集落内の認定農業者が1名であることから、新たに認定農業者となり得る担い手の確保・育成について検討を行う。 ○現状維持を希望する担い手が多いが、高齢化も進んできているため、将来の集落農業の維持のために入作者を交えた農地の貸借について検討を始める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
○農業機械の故障等の不測の事態が生じた際は、農業支援サービス事業者等の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払制度への取組の継続

○農地の多面的な機能を継続していくため、多面的機能支払制度が継続している限り当該制度に継続して取り組む。  
○組織体制についても、全面積を農業者だけで維持管理していくことは困難であることから、地域内の農家・非農家を問わず集落全体で可能な範囲で協力をいただき継続していく。

# 北会津・天満 地域計画エリア

